



この印刷物は、環境に配慮された
原材料を使用し、リサイクルを考
慮して製作されています。

おおもり

法人ニュース
— Vol.6 2020.10・11・12 —

霜月号

えんぴつ画「季節のやさしい」



(作者・京浜容器株 内海節子氏)

■ 顔 ■

大森税務署長 名取 和彦 ②

タックス・インフオメーション④ 令和3年度税制改正に関する提言(要約)⑥

【読み物】ウイズコロナの時代「融資に頼らない資金繰り対策」⑩

ひろば⑫ FROM大田区/日本政策金融公庫から⑬

よっこそ 新しいお仲間/お出かけください/ジャスト・ワン・ワード⑭ ダイアリー⑮



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 大森法人会

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

食用ほおずき(ナス科ホオズキ属/原産ヨーロッパ) 英名 Cape Gooseberry

ほおずき(鬼灯)は、日本では観賞用としての方が良く知られています。ここ数年、食用として珍しいフルーツとして徐々に知られるようになり、栽培を本格的に始めた地方も増えてきているようです。

(文・衛工ヌフオラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

168

感じのよさが組織を成長させる。その感じを戦略的につくるのが私の仕事です。

大森税務署長 名取和彦

大森税務署に着任して3か月になりますが、率直にいうとまだ管内を回りきれていませんし、関係民間団体の皆さんとも十分交流できていません。コロナ禍の影響は大きい

ですね。ただ、これまでに赴任した地域でも、自転車などを使ってそれぞれの土地柄の魅力を知ってきましたので、大森でもこれから丹念に探索したいと思っています。

大森税務署に着任して、最初に署員に伝えたことは『宇宙兄弟』という漫画に出てくる(三次元アリ)の例えです。実際の日本人宇宙飛行士・野口聡一さんの講演を基にした逸話です。

一次元アリは直進しかできない。その進行方向に石を置くと、群れの中から迂回するものが現れる。これが二次元アリ。その二次元アリの前に、

横にどこまでも続く壁を築くと、今度は壁を乗り越えようとするものが現れる。これが三次元アリです。

三次元アリは最初、危ないとか上に行くのはルール違反だとか、いろんな批判を受けます。しかし登ることで次の目的地に到達できると気付けば、他のアリたちも続くようになる。正に固定観念を打破したことになります。

つまり、前例を踏襲した発想ではなく、新たな視点で物事を考えてほしい。三次元アリであってほしい。そんなことを伝えました。今のコロナ禍で、去年と同様には仕事ができせんからね。

私は宮城県の出身で、仙台国税局に採用されました。そ



▲前任の館築署管轄である栗原市は米どころ。刈り取った稲を螺旋状に棒にかけて乾燥させる「ねじりほんにょ」がゆるキャラになっている

れが何の因果か、24歳にして品川税務署から旧大蔵省主税局税制第二課への出向を命じられ、売上税の法案作成から消費税を世に送り出すまで在籍していました。

その当時の職場は、働き方改革前ですので、徹夜や休日出勤も日常的にありました。そうした時代を経て今があるので、育児休暇などの制度は積極的に利用してほしいと我々からも伝えていきます。

税務行政の世界に足を踏み入れたのは、税というより法律を学びたかったのです。しかし高校時代までの私は英語がとにかく苦手で、受験科目

地域に根ざした中小企業や個人事業主が自ら働きかけ、よき経営者を目指す経済団体。それが法人会です。法人会の活動は税務署の管轄地域ごとに行われ、私たち大森法人会は池上通りに面した大森税務署が中心。その大森税務署に去る7月、新しい署長が赴任されました。

漫画『宇宙兄弟』から三次元アリであれと伝える

税務署には広報予算がありませんので、こうした取材は大歓迎です。また、大森法人会さんをはじめとする税務六団体の皆さんが、税の啓蒙活動をしてくださっていることに改めて感謝いたします。

仙台国税局一本
逃げ道なしで税務の世界へ

私は宮城県の出身で、仙台

に英語がなくて法律を学べる
ところといったら「もうここ
しかない!」と国税局一本で
受験しました。滑り止めもな
く絞った布石には中学時代の
親友の影響がありました。そ
の親友は高校受験に当り「逃
げ道をつくるのはダメだ」と
話していて、その言葉どおり
志望校だけを受験、あいにく
落ちてしまったのですが、初
志貫徹して中学浪人をして翌
年合格しました。

今にして思えば私の場合、
そこで落ちた時のことはあま
り考えておらず、幸い採用さ
れて税務大学校で六法を憲法
から学ぶことができました。
税務大学校の勉強では、私が
高校時代まで野球をしていた
ので、指が太く、ソロバンは
特に苦労しましたね。

主税局に向向して消費税の
導入が決まってからしばらく
は、全国からの電話が殺到し
て、受話器を置けば鳴る、置
けば鳴る状態だったと記憶し
ています。ほとんどが苦情で

「消費税が導入されたら私は
生きていけない」というよう
な電話も多くつらかったです
ね。今は保健所がそんな感じ
なのかもしれません。

私事ですが結婚したのもこ
の時期で、程なく子どももで
きたのですが、午前様の帰宅
続きで子どもが懐きませんで
した。妻にも苦労をかけたと
思います。

趣味はソフトボールなどス
ポーツをすること
です。野球は国税
局のチームでプレ
イしていた時期も
あったのですが、
肩を壊して今は観
るだけです。

お酒はあまり飲
まないんですけ
ど、おいしい日本
酒には目がない方
ですね。去年在籍
した仙台局の築館
税務署管内には歳
元が6歳あって、
これがめちゃく

ちゃ美味いんですよ。管轄区
域の栗原市は米どころで、法
人会と税務署の交流も活発で
した。

これからは大森の魅力をし
っかり学びながら、私がつっ
ている消費税の知識、3年後
に実施が決まっているインボ
イス制度のことなど、我々か
らご提供できる「情報」を惜
しみなくお伝えしつつ、法人
会の皆さんが持つ「場」を、両

輪のように活用していけるこ
とを願っています。

コロナ禍でマスク抜きに顔
を合わせることは難しい状
況ですが、距離はとつても交
流は密によりしくお願ひし
ます。

〈インタビュ〉

中西 亮 岡本 勝子
縣 伸幸 安野 貞治郎

〈谷村〉

9月16日 大森税務署にて



■プロフィール■

名取 和彦(なとり かずひこ)
昭和36年2月生まれ 宮城県出身

昭和54年4月 仙台国税局 採用
昭和60年7月 旧大蔵省 主税局 税制第二課
平成5年7月 東京局 課税第二部 消費税課
平成15年7月 東京局 課税第一部 審理課
平成24年4月 東京国税不服審判所 副審判官
平成26年7月 税務大学校 総合教育部 教授
平成28年7月 成田税務署 副署長
令和元年7月 仙台局 築館税務署 署長
令和2年7月 大森税務署 署長



ご注意ください!! 昨年の年末調整から変わっています!!

1 給与所得控除に関する改正

給与所得控除が次の表のとおり改正されました。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超	195万円	220万円

2 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

(1) 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

(2) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額(その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(3) 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

(4) 源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿の様式が次のとおり変更されました。

○ 源泉徴収簿の変更点

令和元年分 源泉徴収簿 (抜粋)

令和2年分 源泉徴収簿 (抜粋)



給与所得控除後の給与等の金額	㉑
社会保険 給与等からの控除分(㉒+㉓)	㉒
控除額等 申告による社会保険料の控除分	㉓
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	㉔
生命保険料の控除額	㉕
地震保険料の控除額	㉖
配偶者(特別)控除額	㉗
扶養親族、寡妻控除額及び障害者等の控除額の合計額	㉘
(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘)	㉙
差引課税給与所得金額(㉑-㉙)	㉚
及び差引所得税額	㉛ (1,000円未満四捨入)

給与所得控除後の給与等の金額	㉑
社会保険 給与等からの控除分(㉒+㉓)	㉒
控除額等 申告による社会保険料の控除分	㉓
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	㉔
生命保険料の控除額	㉕
地震保険料の控除額	㉖
配偶者(特別)控除額	㉗
扶養親族及び障害者等の控除額の合計額	㉘
基礎控除額	㉙
(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙)	㉚
差引課税給与所得金額(㉑-㉚)	㉛
及び差引所得税額	㉜ (1,000円未満四捨入)



3 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

4 ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親(現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。)である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

- イ その人と生計を一にする子を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

- イ 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)ロの要件が追加されました。
- ロ 上記(1)ハの要件が追加されました。

また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。

5 年末調整関係手続の電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました(令和2年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。)

- ※ 年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)を作成していますので、ご不明な点等がございましたら、こちらのページをご覧ください。



年末調整特集ページはこちら



D

- 土地付き建物の賃貸借契約書は、印紙税の課税対象となるか。
- ① なる
② ならない

C

- 令和二年四月一日に事業年度を開始する青色申告法人が繰り越すことができる欠損金の繰越期間はどちらでしょうか。
- ① 九年
② 十年

B

- 事業者が社宅を従業員に貸付け、使用料を受領する場合、住宅の貸付けとして消費税等は非課税となるか。
- ① なる
② ならない

A

- 駅の売店での新聞販売は、軽減税率の対象となるか。
- ① なる
② ならない

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は？

税金クイズ



令和3年度税制改正に関する提言(要約)

法人会は「税」を中心に活動している団体として、中小企業にとって適切な税制の確立のため、毎年税制改正要望大会を開催して、決議された要望事項は政府や国会などへの強い働きかけにより、法人税制の改革が実現されるなど、これまでにも大きな成果をあげています。令和3年度税制改正要望は10月8日岩手大会が開催される予定でしたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

基本的な課題

I. 税財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず、現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう」。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化の両立を図っていくかなければならない。とりわけコロナ禍の影響によっても発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要である。

(1) 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナウイルスの収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、ま



大森 法人会税制税務委員長

寺田 次朗

た歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な負担を確保するとともに、「給付を重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライド」の厳格対応、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者

の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬本体体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や児童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感が近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は、まず隗より始めよの精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならぬ。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

- (2) 削減した財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。それは今般の新型コロナウイルス対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関保

○中小企業は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限合計300万円を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3) 中小企業の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強活化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

- (4) 役員給与との損金算入の拡充
① 役員給与とは原則損金算入とすべき。
② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等
新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいため、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

○このため、かねてより税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税軽減対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今後の新型コナナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長することにも、引き続き中小企業が適正に価格転嫁できると、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コナナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の区分記載請求書等保存方式を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事者を含めて他の一般資産と切り離し、非上場株式を除く事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コナナの影響などを考慮すると、より一層平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者向けに制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税、贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みである

ことから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今後の新型コナナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、少額資産の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税である。

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税である。

税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 電子申告

Ⅲ. 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急

かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある）。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチエック機能を活かした手法が有効であり、各自

治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べ

たラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せず

に高止まりしており、適正な水準には是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリ

ム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチエック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興・産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまで効果をも十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

令和3年度 税制改正スローガン

○コロナ禍における

厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性のある
支援と税制措置を！

○厳しい財政状況を踏まえ、
コロナ収束後には
本格的な税財政改革を！



融資に頼らない 資金繰り対策

税理士
神田博則

ウィズコロナ時代の財務改善

新型コロナウイルス感染症拡大により、中小企業経営は深刻な打撃を受けています。

ところが、ある調査によると、東京都内の中小企業のうち、2020年7月の売上が前年同月に比べて5割超減った企業が全体の15%にのぼったようですが、首都圏の2020年4〜9月の倒産件数は、前年同期比17%減となり、過去30年間で最少件数だそうです。

理由としては、政府の経済対策が一定の効果を出している事が考えられます。政策金融公庫や民間金融機関のコロナ融資は40兆円にのぼり、信用保証協会の承諾額はリーマンショックの時の額を超えています。

また、持続化給付金や家賃支援給付金などの各種支援策も初動は遅れながらも実行されています。

つまり、中小企業の多くは売上げを大きく落としているものの、大規模な経済対策により手元資金はあるため、今は持ちこたえている、という状況にあるのではないのでしょうか。

とはいえ、融資も必ず返済しなければならず、給付金も今後何度も受けられられません。

今後、コロナの影響が長引けば、いずれ資金が底をついてしまうことが十分予想されます。

経済対策で一息ついている今だからこそ、自社の財務体質を見直しにより改善していくことが、ウィズコロナ時代を乗り切るために必要です。

資金繰り対策

新型コロナウイルスの影響により、中小企業の多くは売上が激減しており、当期損益の赤字を見込んでいます。このような状況下では、資金繰り管理が重要性を増します。損益の赤字はまだ許されますが、資金繰りの破綻は企業の倒産に直結するからです。

以下、項目ごとに資金繰り改善策を解説します。

1. 経費の見直し

早期の売上の回復が見込めない状況においては、経費の見直しが最も手取り早い対策です。ただし、一律に削減すればよいというわけではありません。

例えば、人件費を減らすために給与を一律カットすると、従業員のモチベーションが大きく下がりが、コロナ後に従業員の協力が得られず、思うように業績を戻せなくなる可能性があります。

また、広告宣伝費を過剰に削減することにより、さらに売上悪化を招き、資金繰りを苦しくさせる可能性もあります。

経費見直しにおいては、

- a. 無駄なもの、
- b. 事業の維持に必要なもの、
- c. 事業の拡大に必要なものに

分けて、a. は大幅カット、b. は最低限必要なものを残しそれ以外はカット、c. については場合によっては増額を検討するなど、メリハリをつけた見直しが必要

です。

2. 売掛入金サイト・買掛金支払サイトの見直し

資金繰りを楽にするために、売掛入金サイト・買掛金支払サイトを見直しましょう。

売掛入金サイトが長い場合は、代金の入金まで時間がかかり、その間の資金を用意する必要があります。また、買掛金支払サイトが短い場合は、売上入金より先に仕入支払を行う必要があり、その分の資金が必

要です。

売掛入金サイトはより短く、または買掛金支払サイトはより長く出来ないか、検討する必要があります。

3. 入金日・支払日の見直し

サイトは変えなくても、入金日・支払日を見直すだけで、資金繰りが楽になります。

例えば、売掛金が毎月10日入金で買掛金が毎月5日支払である場合、買掛金の支払に10日に入金する資金を用いることができません。

この時は、買掛金の支払を変更し、15日とすれば10日に入金した資金を支払に充てることが出来ます。

たった10日間支払日を見直しただけで、資金繰りが楽になります。

4. 在庫の見直し

過大な在庫も、資金繰りを悪化させます。

商品の仕入資金は、販売して代金が入金された時に初めて回収されます。

商品が在庫のままということは、その仕入資金が回

取されない状態ということ
です。

売上が減少している状況
においては、在庫が多くな
りがちです。

現状の在庫量を把握し、
必要以上の在庫を持たない
ように、仕入をコントロール
することにより、未回収
の資金を減らしましょう。

5. 返済金額の見直し

新規に借入をするだけで
なく、既存借入金の返済額
を見直すことも必要です。

現状、各金融機関は、金
融庁からコロナの影響を受
けた企業の返済計画のリス
ケジュールについて、積極
的に相談に応じるよう指導
されています。

また、リスクだけではな
く、例えば、金融機関から
既存の融資が複数の借入口
に分かれている場合があります。
ます。

借入の口数が多いと、融
資残高に比較して毎月の返
済金額が多くなってしま
う傾向にありますので、その
場合は、借換などにより借

入金の口数を一本化するこ
とにより、月々の返済額を
抑えることが出来るか、検
討してください。

いずれにしても、返済が
遅れる前と遅れる後では、
金融機関の対応は大きく異
なります。

仮に、返済が厳しいよう
であれば、遅れる前に早め
に金融機関に相談してくだ
さい。

新たな資金調達策

財務体質の見直しにより、
資金繰りが改善したとして
も、どうしても資金が不足
してしまう場合があります。
その時は、何らかの資金
調達策を講じなければなら
ません。

以下、新規の資金調達に
ついて解説します。

1. 給付金・各種助成金

国で一律に行っている、
持続化給付金、家賃支援給
付金については、ほとんどの
企業が適用を検討済かと
思います。

それ以外にも、コロナの
影響を乗り越えるために行
う販路開拓に要する費用を
支援する小規模事業者持続
化補助金や各自自治体が独
自行う助成金などがありま
す。

制度が多岐にわたるため、
知らずに申請もれている
ものもあり得ますので、所
在地の自治体のHPなどで
ご確認ください。

2. 契約者貸付制度

生命保険のうち、解約時
に返戻金がもらえるものに
ついては、解約をしなくて
も、その返戻金を担保に資
金を借りることが出来ます。

この契約者貸付制度を使
えば、保険契約を解約する
ことなく、一時的に資金を
調達することが出来ます。

これと同様の制度が、小
規模企業共済、倒産防止小
済にもありますので、契約
をお持ちの方は利用を検討
してください。

3. コロナ融資の再申し込み

日本政策金融公庫による
コロナ特別貸付にせよ、民

間金融機関によるセーフテ
ィーネット貸付にせよ、融
資枠が残っている限り、再
申し込みは可能です。
ただし、最初の融資に係
る審査が比較的緩く行われ
ていたことに比較すると、
再申し込みは各金融機関と
も厳しめに審査しているよ
うです。

このような状況であつて
も再びコロナ融資を受けな
ければならない場合は、当
初借入時の見込みが狂つて
追加融資を申しまなければ
ならない理由、ウイズコロ
ナへの対応策とその効果予
想、これらを加味したうえ
でも耐えられる事業計画、
などを丁寧に説明すること
により、金融機関の理解を
得ることが必要です。

月次試算表の重要性

最後になりますが、皆さ
んは月次試算表を作ってい
ますか。
試算表は年一回まとめて

作成しているとか、売上だ
けは毎月把握しているがそ
れ以外はまとめて、という
企業も多いのではないでし
ょうか。

実際、月次試算表の作成
がないため、給付金申請が
遅れたという例も多数あり
ます。変化の激しいウイズ
コロナの時代において、予
想以上の原価の増加や無駄
な経費の支出に期末にやつ
と気づいたため対応できな
かったとなれば、致命傷に
もなりかねません。

財務体質を改善するため
にも、資金繰りを見直すに
も、まずは足元の経営状況
を早期に正しく把握するた
めに、月次試算表は必ず作
成するようにしましょう。

かたひるのり。国民金融公庫（現・
日本政策金融公庫）にて融資審査業務に
従事したのち、事業再生コンサルタント
グエン社や大手税理士法人において、業種
が悪化した企業に対する事業再生計画作
成・実行支援や、上場会社・ベンチャー
企業の税務会計顧問、M&A支援などを
行ったのち、平成28年に横浜町田町ら
い研究所を設立。
現在は、税理士として中小・中堅法人の
作成顧問となるだけでなく、事業計画の
作成や金融機関対応のサポートなど、中
小企業の経営をより良くするための手伝
いを行っている。



教室・講座

租税教室

9/3(木) 参加者90名 会場:大森第4小学校



はじめての経理実務講座

9/17(木)~10/22(木)全6回 参加者20名 会場:法人会館研修室
講師:牧野 崇代氏(東京税理士会所属)



Membership
データ

令和2年10月末現在
管内法人数 **8,022社** 大森法人会員数 **1,552社**

100年前の蒲田へGO!!! ～タイムスリップまち歩きイベント～

ちょうど100年前(1920年6月)、松竹キネマ撮影所が蒲田に開設されました。その当時の蒲田を感じるまち歩きイベント。

○タイムスリップ地図でまち歩き

現在の地図と100年前の地図を重ね合わせてみることで、まるで100年前にタイムスリップした気分でまちを歩くことができます。

- ・マップ配布場所 大田区観光情報センター、大田観光協会、アプリコ(先着1,500セット)

○動画でまち歩き

100年前の蒲田をバーチャルでまち歩き。
(動画のコースとタイムスリップ地図は連動しています)

○グルメ de タイムスリップ

大正から昭和初期に生まれた食べ物・流行った食べ物を紹介。

- ▷ 期 間 令和2年10月1日(木)から12月16日(水)まで
- ▶ 問合せ 一般社団法人大田観光協会 電話:03-3734-0202



日本政策金融公庫大森支店国民生活事業からのお知らせ

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内

【金 利】 年1.70% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得122万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得346万円)以内の方」は年1.30%(令和2年10月1日現在)

【ご返済期間】 15年以内

※「交通遺児家庭」、「母子家庭」、「父子家庭」「世帯年収200万円(所得122万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得346万円)以内の方」は18年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保 証】 (公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または教育ローンコールセンター(0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656)までお問い合わせください。

12月

1日(火)	
2日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
3日(木)	
4日(金)	
5日(土)	
6日(日)	
7日(月)	
8日(火)	
9日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
10日(木)	
11日(金)	
12日(土)	
13日(日)	
14日(月)	
15日(火)	
16日(水)	
17日(木)	
18日(金)	
19日(土)	
20日(日)	
21日(月)	
22日(火)	
23日(水)	
24日(木)	
25日(金)	
26日(土)	
27日(日)	
28日(月)	御用納め
29日(火)	
30日(水)	
31日(木)	
期限	12/10源泉所得税(11月分)納税
	※ 10月決算法人の確定申告納税
	※ 4月決算法人の中間申告と納税
	※ 社会保険料(11月分)納付 ※印の納付期限は2021年1月4日まで

1月

1日(金)	元旦
2日(土)	
3日(日)	
4日(月)	御用始め
5日(火)	
6日(水)	
7日(木)	
8日(金)	
9日(土)	
10日(日)	
11日(月)	❖ 成人の日
12日(火)	
13日(水)	
14日(木)	
15日(金)	
16日(土)	
17日(日)	
18日(月)	
19日(火)	
20日(水)	
21日(木)	
22日(金)	
23日(土)	
24日(日)	
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	
29日(金)	
30日(土)	
31日(日)	
期限	1/12 源泉所得税(12月分)納税
	※ 11月決算法人の確定申告納税
	※ 5月決算法人の中間申告と納税
	※ 社会保険料(12月分)納付
	※ 源泉徴収票の本人への交付と提出 ※ 給料支払報告書、特別徴収票の提出 ※印の納付期限は2021年2月1日まで

税金クイズの答え

A ② 駅やコンビニエンスストアでの新聞販売など、定期購読契約に基づかない「新聞の譲渡」は軽減税率の対象とはなりません。軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治・経済・社会文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

B ① 非課税となります。社宅は人の居住の用に供する家屋であるため、社宅を従業員に貸付けた場合も住宅の貸付けに該当し、従業員から受領する使用料は非課税となります。

C ② 平成二十八年年度の税制改正により、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額の繰越期間は十年とされています。

D ② 土地を貸し付けるものにはありませんから原則として課税文書には該当しません。建物の賃貸借契約書の中にはその建物の所在地や使用収益の範囲を確定するために敷地の面積が記載されることがありますが、そのような文書も建物の賃貸借契約書であるとして、印紙税の対象ではありません。しかしながらその敷地についての賃貸借契約を結んだことが明らかであるものは、印紙税額の一覧表の第一号の二文書土地の賃借権の設定に関する契約書に

該当するようになります。

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)		点検担当者: 法人 太郎
項目番号	点検結果	代表者記入欄 改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表		II 貸借関係 (資産科目)	
科目等	点検項目	9/30	3/31
預り金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	13 現金、小切手による振替又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	15 受取手形の振替と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
売掛金 未収金	17 残高がずいぶんになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	19 入金条件(決済日、決済手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL等 <http://www.tohoren.or.jp/oomori>

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受け、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-118(2019年9月11日)P6956

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>